

森林整備補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第64号

森林整備補助金交付規則の一部を改正する規則

森林整備補助金交付規則（昭和48年岩手県規則第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「森林整備事業」とは、<u>公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業、^{きすな}絆の森整備事業、保全松林緊急保護整備事業、被害地等森林整備事業及び森林居住環境整備事業</u>をいう。</p> <p>2 この規則において「<u>公的森林整備推進事業</u>」とは、別に知事が承認する<u>市町村森林整備事業計画</u>（以下「事業計画」という。）に基づいて行う<u>育成単層林整備（人工造林の伐採前特殊地^{ごしら}えを除く。）</u>、<u>育成複層林整備、機能増進保育、団地間伐、長期育成循環整備及び附帯施設等整備</u>をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「森林整備事業」とは、<u>森林環境保全直接支援事業及び環境林整備事業</u>をいう。</p> <p>2 この規則において「<u>森林環境保全直接支援事業</u>」とは、別に林野庁長官が承認する<u>森林環境保全整備事業計画</u>（以下「事業計画」という。）に基づいて行う<u>次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>人工造林 優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う^{ごしら}地拵え、苗木の植栽、播種、施肥並びに別に定める前生樹の伐倒及び除去</u>をいう。</p> <p>(2) <u>樹下植栽等 次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p>ア <u>優良な育成複層林の造成を目的として、上層木（森林の最上層を構成する立木をいう。以下同じ。）が別に定める林齢の森林（長期育成循環施業（森林資源の循環利用を推進するために森林を長期に育成する施業をいう。以下同じ。）の対象となる森林にあっては、上層木が別に定める林齢の人工林）において行う^{ごしら}地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、施肥、不良木の淘汰、苗木の植栽又は播種に伴って行う地表のかき起こし及び不用萌芽^{ぼう}の除去</u></p> <p>イ <u>天然更新（植林等の人為によらず森林が造成されることをいう。以下同じ。）による森林の育成を目的として行う^{ごしら}地拵え、天然の稚幼樹の発生及び育成を促す地表のかき起こし、稚幼樹が少ない場合における苗木の植栽又は播種、施肥、不用萌芽^{ぼう}及び不用木の除去、不良木の淘汰並びに林木の枝葉の除去</u></p> <p>(3) <u>下刈り 別に定める林齢の森林において行う雑草及び雑木の除去並びにこれらに併せて行う施肥</u>をいう。</p> <p>(4) <u>雪起こし 別に定める林齢の森林において行う雪圧による倒伏木を起こすこと（次号の倒木起こしに該当するものを除く。）</u>をいう。</p>

(5) 倒木起こし 別に定める林齢の森林において行う気象災害、火災、病虫害等（以下「気象災害等」という。）による倒伏木を起こすことをいう。

(6) 枝打ち 別に定める林齢の森林において行う林木の枝葉の除去又は間伐（第8号に掲げる間伐をいう。）若しくは更新伐（第9号に掲げる更新伐をいう。）と一体的に行う林木の枝葉の除去をいう。

(7) 除伐等 別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰^{とう}をいう。

(8) 間伐 適正な密度管理を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰^{とう}並びにこれら除去又は淘汰^{とう}した不用木等の搬出及び集積をいう。

(9) 更新伐 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 人工林における育成複層林の造成及び育成若しくは広葉樹林化の促進又は天然林における質的及び構造的な改善のための適正な更新を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰^{とう}、支障木及びあばれ木の伐倒並びにこれら除去又は淘汰^{とう}した不用木等の搬出及び集積

イ 長期育成循環施業において、人工林における育成複層林の造成及び育成を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰^{とう}、支障木及びあばれ木の伐倒並びにこれら除去又は淘汰^{とう}した不用木等の搬出及び集積をいい、伐採率及び伐採の方法については、別に定めるもの

ウ 長期育成循環施業において、人工林における育成複層林の造成及び育成を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰^{とう}、支障木及びあばれ木の伐倒並びにこれら除去又は淘汰^{とう}した不用木等の搬出及び集積をいい、伐採面積については、別に定めるもの

(10) 附帯施設等整備 前各号のいずれかの施業と一体的に実施する施設等の整備であつて、次に掲げるものをいう。

ア 鳥獣害防止施設等整備 健全な森林の造成及び保全を目的として行う野生鳥獣による森林の被害を防止するための施設等の整備

イ 林内作業場及び林内かん水施設整備 苗木仮植場、資機材置場、間伐材の搬出、集積等のための林内作業場及び林内かん水施設の整備

3 この規則において「育成単層林整備」とは、次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 整理伐 天然林の質的及び構造的な改善を目的として行う前生樹の伐倒及び搬出集積、巻枯らし、林木の枝葉の除去並びに作業道（造林用資材の搬入、作業員の輸送等の作業のために設置する簡易な施設であって、主に四輪自動車等が通行可能なものをいう。以下同じ。）又は作業路（造林用資材の搬入、作業員の輸送等の作業のために設置する簡易な施設であって、主に高性能林業機械等の林業用機械が通行可能なものをいう。以下同じ。）（以下「作業道等」と総称する。）の開設及び改良をいう。

(2) 人工造林 森林の造成を目的として行う伐採前特殊地^{ごしら}拵え、地^{ごしら}拵え、植付け（松林保護樹林帯造成にあつては、森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第1項第1号に掲げる松くい虫（以下「松くい虫」という。）の被害に対して抵抗力のある樹種の植付け）、播種、施肥、特殊地^{ごしら}拵え造林における前生樹の伐倒及び除去並びに作業道等の開設及び改良をいう。

(3) 単層林改良 優良な育成単層林の育成を目的として行う地^{ごしら}拵え、天然稚幼樹の発生及び育成を促す地表かき起こし、稚幼樹が少ない場合の苗木の植付け（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときにあつては大苗の植付け、松林保護樹林帯造成にあつては松くい虫の被害に対して抵抗力のある樹種の植付け）又は播種、施肥、不用萌芽及び不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし、林木の枝葉の除去並びに作業道等の開設及び改良をいう。

ウ 林床保全整備 造林地の保全を目的として行う土壌の適性の維持を図るための、枝葉の除去、客土、整地、耕うん、苗木の植栽、播種、施肥、雑草及び雑木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工、土工等

エ 荒廃竹林整備 周辺の森林の生長を阻害しつつある荒廃竹林の整備（全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が前各号に掲げる施業に係る事業量を超えるものを除く。）

(11) 森林作業道整備 別に定める森林作業道作設指針に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設及び改良であつて、第1号から第9号までのいずれかの施業と一体的に実施するもののうち、知事が適当と認めるものをいう。

3 この規則において「環境林整備事業」とは、広葉樹林化等整備、被害森林整備及び保全松林緊急保護整備をいう。

(4) 保育(植栽型) 林木の健全な成長の促進を目的として行う次に掲げるもの(松林保護樹林帯造成にあつてはエを除くもの、被害地等森林整備事業のウにあつては別に定める齢級の林分を別に定める指定被害地造林として行う火災、気象災、病虫害等(以下「気象災等」という。)による倒伏木の倒木起こし並びに作業道等の開設及び改良を行うもの)をいう。

ア 下刈 別に定める齢級の人工林で行う雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥

イ 雪起こし 別に定める齢級の人工林で行う雪圧倒伏木の倒木起こし(ウの倒木起こしに該当するものを除く。)

ウ 倒木起こし 別に定める齢級の人工林で行う気象災等による倒伏木の倒木起こし(アの下刈並びにオの除伐及び間伐と同一の施行地で行うものに限る。)

エ 枝打ち 別に定める齢級の人工林において地下水の基底流量等の増大等公益的機能の向上又はスギ若しくはヒノキの雄花除去等による花粉生産の抑制を目的として行う林木の枝葉の除去並びに作業道等の開設及び改良

オ 除伐及び間伐 別に定める齢級の人工林で行う不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積並びに作業道等の開設及び改良

カ 特定高齢級間伐 森林法(昭和26年法律第249号)第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林(以下「要整備森林」という。)に指定されている別に定める齢級の森林(公益的機能確保上緊急に間伐を実施する必要があるもので、別に定めるものに限る。)について、1施行地につき1回限り行う不良木の淘汰並びに作業道等の開設及び改良

(5) 保育(天然更新型) 林木の健全な成長の促進を目的として、別に定める齢級の林分の地表かき起こし等により発生した林木又は植栽木等について行う次に掲げるものをいう。

ア 下刈 雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥

イ 雪起こし 雪圧倒伏木の倒木起こし

ウ 除伐及び間伐 不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積並びに作業道等の開設及び改良

エ 特定高齢級間伐 要整備森林に指定されている別に定める齢級の森林(公益的機能確保上緊急に間伐を実施する必要があるもので、別に定めるものに限る。)について、1施行地につき1回限り行う不良木の淘汰並びに作

業道等の開設及び改良

(6) 育成単層林作業道の開設及び改良 育成単層林の造成及び整備のため長期間継続して使用される作業道（以下「育成単層林作業道」という。）の開設及び改良をいう。

4 この規則において「育成複層林整備」とは、次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 整理伐 天然林の質的及び構造的な改善を目的として行う前生樹の伐倒及び搬出集積、巻枯らし、林木の枝葉の除去並びに作業路の開設をいう。

(2) 人工林整理伐 天然更新を図り、針広混交林化又は広葉樹林化を促進することを目的として、別に定める年齢級の人工林において行う抜き伐り（天然更新を促すため又は天然更新した下層木の生育を促すために障害となる林木の伐倒及び搬出集積をいう。）並びに作業道等の開設及び改良をいう。ただし、森林法第11条第1項の森林施業計画（以下「森林施業計画」という。）において、抜き伐りによって針広混交林又は広葉樹林に誘導する育成複層林施業を実施することが明記されており、かつ、高木となり得る樹種による天然更新が可能な森林において行うものに限る。

(3) 受光伐 育成複層林の造成又は育成を目的として行う次に掲げるものをいう。

ア 抜き伐り 別に定める年齢級の林分のうち下層木の植栽、育成等の障害となる林木（以下「支障木」という。）

並びに別に定める年齢級の林分のうちあばれ木等の伐倒、搬出集積、巻枯らし並びに作業道等の開設及び改良

イ 枝払い 別に定める年齢級以上の林分において行う支障木の枝葉の一部の除去

(4) 樹下植栽等 育成複層林の造成を目的として、上層木が別に定める年齢級の林分において行う地拵え、樹下への苗

4 この規則において「広葉樹林化等整備」とは、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 人工造林 優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、苗木の植栽、播種、施肥並びに別に定める前生樹の伐倒及び除去をいう。

(2) 樹下植栽等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 優良な育成複層林の造成を目的として、上層木が別に定める林齢の森林（長期育成循環施業の対象となる森林にあつては、上層木が別に定める林齢の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、施肥、不良木の淘汰、苗木の植栽又は播種に伴って行う地表のかき起こし及び不用萌芽の除去

イ 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然の稚幼樹の発生及び育成を促す地表のかき起こし、稚幼樹が少ない場合における苗木の植栽又は播種、施肥、不用萌芽及び不用木の除去、不良木の淘汰並びに林木の枝葉の除去

(3) 下刈り 別に定める林齢の森林において行う雑草及び雑木の除去並びにこれらに併せて行う施肥をいう。

(4) 雪起こし 別に定める林齢の森林において行う雪圧による倒伏木を起こすこと（次号の倒木起こしに該当するも

木の植付け又は播種、施肥、不良木の淘汰、植付け又は播種に伴って行う地表かき起こし、不用萌芽の除去並びに作業道等の開設及び改良をいう。

(5) 複層林改良 優良な育成複層林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生及び育成を促す地表かき起こし、稚幼樹が少ない場合の苗木の植付け（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは、大苗の植付け）又は播種、施肥、不用萌芽及び不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし、林木の枝葉の除去並びに作業道等の開設及び改良をいう。

(6) 保育（植栽型） 下層木の健全な成長の促進を目的として行う次に掲げるものをいう。

ア 下刈 下層木が別に定める齢級の林分で行う雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥

イ 雪起こし 下層木が別に定める齢級の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし（ウの倒木起こしに該当するものを除く。）

ウ 倒木起こし 下層木が別に定める齢級の林分で行う気象災等による倒伏木の倒木起こし（アの下刈並びにエの除伐及び間伐と同一の施行地で行うものに限る。）

エ 除伐及び間伐 下層木が別に定める齢級の林分で行う不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積並びに作業道等の開設及び改良

(7) 保育（天然更新型） 林木の健全な成長の促進を目的として、別に定める齢級の林分の地表かき起こし等により発生した林木又は植栽木等について行う次に掲げるものをいう。

ア 下刈 雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥

イ 雪起こし 雪圧倒伏木の倒木起こし

ウ 除伐及び間伐 不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積並びに作業道等の開設及び改良

(8) 育成複層林作業道の開設及び改良 育成複層林の造成及び整備のため長期間継続して使用される作業道（以下「育成複層林作業道」という。）の開設及び改良をいう。

のを除く。）をいう。

(5) 倒木起こし 別に定める林齢の森林において行う気象災害等による倒伏木を起こすことをいう。

(6) 枝打ち 別に定める林齢の森林において行う林木の枝葉の除去又は更新伐（第8号に掲げる更新伐をいう。）と一体的に行う林木の枝葉の除去をいう。

(7) 除伐等 別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰をいう。

(8) 更新伐 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 人工林における育成複層林の造成及び育成若しくは広葉樹林化の促進又は天然林における質的及び構造的な改善のための適正な更新を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰並びに支障木及びあばれ木の伐倒

イ 長期育成循環施業において、人工林における育成複層

林の造成及び育成を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰並びに支障木及びあばれ木の伐倒をいい、伐採率及び伐採の方法については、別に定めるもの

ウ 長期育成循環施業において、人工林における育成複層林の造成及び育成を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰並びに支障木及びあばれ木の伐倒をいい、伐採面積については、別に定めるもの

(9) 附帯施設等整備 前各号のいずれかの施業と一体的に実施する施設等の整備であって、次に掲げるものをいう。

ア 鳥獣害防止施設等整備 健全な森林の造成及び保全を目的として行う野生鳥獣による森林の被害を防止するための施設等の整備

イ 林内作業場及び林内かん水施設整備 苗木仮植場、資機材置場、間伐材の搬出、集積等のための林内作業場及び林内かん水施設の整備

ウ 林床保全整備 造林地の保全を目的として行う土壌の適性の維持を図るための、枝葉の除去、客土、整地、耕うん、苗木の植栽、播種、施肥、雑草及び雑木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工、土留工等

エ 荒廃竹林整備 周辺の森林の生長を阻害しつつある荒廃竹林の整備（全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が前各号に掲げる施業に係る事業量を超えるものを除く。）

(10) 森林作業道整備 森林作業道の開設及び改良であって、第1号から第8号までのいずれかの施業と一体的に実施するものをいう。

5 「機能増進保育」とは、別に定める要件を満たす森林で行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 抜き伐り等 長伐期施業における適正な密度管理を目的として、別に定める齢級の林分において、繰り返し実施する抜き伐り等（不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積及び林木の枝葉の除去）並びに作業道等の開設及び改良をいう。

(2) 機能増進保育作業道の開設及び改良 長伐期施業を行う林分の造成及び整備のための長期間継続して使用される作業道（以下「機能増進保育作業道」という。）の開設及び改良をいう。

5 この規則において「被害森林整備」とは、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 人工造林 優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、苗木の植栽、播種、施肥並びに別に定める前生樹の伐倒及び除去をいう。

(2) 樹下植栽等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 優良な育成複層林の造成を目的として、上層木が別に定める林齢の森林（長期育成循環施業の対象となる森林にあつては、上層木が別に定める林齢の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、施肥、不良木の淘汰、苗木の植栽又は播種に伴って行う地表のかき起こし及び不用萌芽の除去

イ 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然の稚幼樹の発生及び育成を促す地表のかき起こし、稚幼樹が少ない場合における苗木の植栽又は播種、施肥、不用萌芽及び不用木の除去、不良木の淘汰並びに林木の枝葉の除去

(3) 下刈り 別に定める林齢の森林において行う雑草及び雑木の除去並びにこれらに併せて行う施肥をいう。

(4) 雪起こし 別に定める林齢の森林において行う雪圧による倒伏木を起こすこと（次号の倒木起こしに該当するものを除く。）をいう。

(5) 倒木起こし 別に定める林齢の森林において行う気象災害等による倒伏木を起こすことをいう。

(6) 枝打ち 別に定める林齢の森林において行う更新伐（第8号に掲げる更新伐をいう。）と一体的に行う林木の枝葉の除去をいう。

(7) 除伐等 別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰をいう。

(8) 更新伐 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 人工林における育成複層林の造成及び育成若しくは広葉樹林化の促進又は天然林における質的及び構造的な改善のための適正な更新を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰並びに支障木及びあばれ木の伐倒

イ 長期育成循環施業において、人工林における育成複層林の造成及び育成を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰並びに支障木及びあばれ木の伐倒をいい、伐採率及び伐採の方法については、別に定めるもの

ウ 長期育成循環施業において、人工林における育成複層林の造成及び育成を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰並びに支障木及びあばれ木の伐倒をいい、伐採面積については、別に定めるもの

(9) 被害木・林内堆積物除去等 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波の影響による森林の被害木及び漂着等によ

6 この規則において「団地間伐」とは、別に定める間伐推進団地において間伐推進協定に基づいて別に定める齢級の人工林で行う不用木の除去、不良木の淘汰及び搬出集積（以下「間伐促進団地における不用木の除去等」という。）並びにこれらと一体的に行う採光のための枝葉の除去及びこれらに伴う作業道等の開設及び改良をいう。

る林内堆積物の除去及び処理等をいい、別に定めるところにより実施する事業をいう。

(10) 附帯施設等整備 前各号のいずれかの施業と一体的に実施する施設等の整備であつて、次に掲げるものをいう。

ア 鳥獣害防止施設等整備 健全な森林の造成及び保全を目的として行う野生鳥獣による森林の被害を防止するための施設等の整備

イ 荒廃竹林整備 周辺の森林の生長を阻害しつつある荒廃竹林の整備（全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が第1号から第8号に掲げる施業に係る事業量を超えるものを除く。）

(11) 森林作業道整備 森林作業道の開設及び改良であつて、第1号から第8号までのいずれかの施業と一体的に実施するものをいう。

6 この規則において「保全松林緊急保護整備」とは、次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保全松林健全化整備 松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において公益的機能の高い健全な松林の整備を目的に行う衛生伐（松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成及び保全を図ることを目的として行う、被害木を含む不用木及び不良木の伐倒、搬出、集積、破碎、焼却及び薬剤処理をいう。以下同じ。）をいう。

(2) 松林保護樹林帯造成 松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第7項に規定する樹種転換を目的に行う次に掲げる施業をいう。

ア 人工造林 優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、苗木の植栽、播種、施肥並びに別に定める前生樹の伐倒及び除去をいう。

イ 樹下植栽等 次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 優良な育成複層林の造成を目的として、上層木が別に定める林齢の森林（長期育成循環施業の対象となる森林にあつては、上層木が別に定める林齢の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、施肥、不良木の淘汰、苗木の植栽又は播種に伴って行う地表のかき起こし及び不用萌芽の除去

(イ) 天然更新による森林の育成を目的として行う地

こしらえ、天然の稚幼樹の発生及び育成を促す地表のかき
起こし、稚幼樹が少ない場合における苗木の植栽又は
播種、施肥、不用萌芽及び不用木の除去、不良木の淘汰
並びに林木の枝葉の除去

ウ 下刈り 別に定める林齢の森林において行う雑草及び
雑木の除去並びにこれらに併せて行う施肥をいう。

エ 雪起こし 別に定める林齢の森林において行う雪圧に
よる倒伏木を起こすこと（オの倒木起こしに該当するも
のを除く。）をいう。

オ 倒木起こし 別に定める林齢の森林において行う気象
災害等による倒伏木を起こすことをいう。

カ 除伐等 別に定める林齢の森林において行う不用木（
侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰をいう。

キ 更新伐 次のいずれかに該当するものをいう。

（ア）人工林における育成複層林の造成及び育成若しく
は広葉樹林化の促進又は天然林における質的及び構造
的な改善のための適正な更新を目的として別に定める
林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の
除去、不良木の淘汰並びに支障木及びあばれ木の伐倒

（イ）長期育成循環施業において、人工林における育成
複層林の造成及び育成を目的として別に定める林齢の
森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、
不良木の淘汰並びに支障木及びあばれ木の伐倒をいい
、伐採率及び伐採の方法については、別に定めるもの

（ウ）長期育成循環施業において、人工林における育成
複層林の造成及び育成を目的として別に定める林齢の
森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、
不良木の淘汰並びに支障木及びあばれ木の伐倒をいい
、伐採面積については、別に定めるもの

ク 附帯施設等整備 衛生伐及びアからキまでのいずれか
の施業と一体的に実施するものであって、次に掲げるも
のをいう。

（ア）鳥獣害防止施設等整備 健全な森林の造成及び保
全を目的として行う野生鳥獣による森林の被害を防止
するための施設等の整備

（イ）荒廃竹林整備 周辺の森林の生長を阻害しつつあ
る荒廃竹林の整備（全体事業量の中で荒廃竹林整備の
事業量が衛生伐及びアからキまでの施業に係る事業量
を超えるものを除く。）

ケ 森林作業道整備 森林作業道の開設及び改良であって
、衛生伐及びアからキまでのいずれかの施業と一体的に

実施するものをいう。

7 この規則において、「団地間伐作業道」とは、間伐促進団地における不用木の除去等に伴う長期間継続して使用される作業道をいう。

8 この規則において「長期育成循環整備」とは、別に定める長期育成循環施業の対象森林の要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 誘導伐 長期育成循環施業における適正な密度管理を目的として、別に定める齢級の人工林において行う支障木の伐倒、搬出集積並びに作業道等の開設及び改良又は別に定める齢級の人工林において行う支障木の枝葉の一部の除去をいう。

(2) 樹下植栽等 上層木が別に定める齢級の人工林において行う地拵え、樹下への苗木の植付け又は播種、施肥、不良木の淘汰、植付け又は播種に伴って行う地表かき起こし、不用萌芽の除去並びに作業道等の開設及び改良をいう。

(3) 長期育成循環改良 上層木が別に定める齢級の人工林において行う地拵え、天然稚幼樹の発生及び育成を促す地表かき起こし、稚幼樹が少ない場合の植付け（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは、大苗の植付け）又は播種、施肥、不用萌芽及び不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし、林木の枝葉の除去並びに作業道等の開設及び改良をいう。

(4) 保育（植栽型） 下層木の健全な成長の促進を目的として行う次に掲げるものをいう。

ア 下刈 下層木が別に定める齢級の林分で行う雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥

イ 雪起こし 下層木が別に定める齢級の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし（ウの倒木起こしに該当するものを除く。）

ウ 倒木起こし 下層木が別に定める齢級の林分で行う気象災等による倒伏木の倒木起こし（アの下刈並びにエの除伐及び間伐と同一の施行地で行うものに限る。）

エ 除伐及び間伐 下層木が別に定める齢級の林分で行う不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積並びに作業道等の開設及び改良

(5) 保育（天然更新型） 林木の健全な成長の促進を目的として、別に定める齢級の地表かき起こし等により発生した林木又は植栽木等について行う次に掲げるものをいう。

ア 下刈 雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥

イ 雪起こし 雪圧倒伏木の倒木起こし

ウ 除伐及び間伐 不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積並びに作業道等の開設及び改良

(6) 長期育成循環作業道の開設及び改良 長期育成循環整備の実施のため長期間継続して使用される作業道（以下「長期育成循環作業道」という。）の開設及び改良をいう。

9 この規則において「附帯施設等整備」とは、次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 鳥獣害防止施設等整備 健全な森林の造成及び保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備をいう。

(2) 林内作業場及び林内かん水施設整備 森林造成及び整備に附帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備をいう。

(3) 林床保全整備 造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植付け、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工、編柵工、土留工等をいう。

10 この規則において「流域育成林整備事業」とは、別に知事が承認する事業計画に基づいて行う育成単層林整備、育成複層林整備、機能増進保育、団地間伐、長期育成循環整備及び附帯施設等整備をいう。

11 この規則において「絆の森整備事業」とは、別に知事が承認する事業計画に基づいて行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民参加型森林整備（行政支援タイプ） 森林所有者（森林法第2条第2項の森林所有者（国、県及び独立行政法人森林総合研究所を除く。）をいう。以下同じ。）、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他非営利の活動を行う団体（以下「非営利活動団体」という。）及び市町村が締結する市民の森林利用に関する協定に基づき、非営利活動団体が林業体験活動等を行う場所において、市町村が森林整備を行う事業であって次に掲げるものをいう。

ア 全体計画の策定に必要な調査

イ 市民参加による森林の造成を推進することを目的として行う下草刈り、希少植物の保全、廃棄物の除去等林床整備、広葉樹等の郷土樹種の植栽、客土、捨石、播種、

施肥、雑草木及び不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒及び搬出集積並びに作業道等の開設及び改良（エ、第2号ア及び第3号アにおいて「共生環境整備」という。）

ウ 標識類の整備、苗木置場その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備、防火施設として行う前生樹の伐倒及び搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備、防火槽、用水路及び退避地の整備並びに機能保持上必要な施設、給排水施設及び簡易な休憩施設の整備等（以下「附帯施設整備」という。）

エ 共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び長期間継続して使用される作業道（以下「絆の森作業道」という。）の開設及び改良（以下「林内歩道等整備」という。）

オ 有効かつ計画的な土地の利用促進を図るため行う土地及び立木竹の取得（以下「用地等取得」という。）

(2) 市民参加型整備（市民主導タイプ） 非営利活動団体及び知事が認める者が森林所有者から受託して森林施業計画を作成し、又は特定非営利活動法人等（施業実施協定の認可（森林法第10条の11の8第2項の施業実施協定に係るものに限る。）を受けた同項に規定する特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）が森林所有者等と同法第10条の11の8第2項の施業実施協定を締結し、自ら森林の管理及び整備を行う事業であって次に掲げるものをいう。

ア 共生環境整備

イ 附帯施設整備

ウ 林内歩道等整備

(3) 市民参加型整備（市民開放タイプ） 森林施業計画を地域住民へ開示し、又は市町村及び非営利活動団体との協定に基づき所有森林を市民へ開放する森林所有者等（森林所有者、森林組合、生産森林組合及び岩手県森林組合連合会をいう。以下同じ。）が森林整備を行う事業であって次に掲げるものをいう。

ア 共生環境整備

イ 附帯施設整備

ウ 林内歩道等整備

(4) 野生生物共生林整備 野生生物との共存のため、森林整備を行う事業であって次に掲げるものをいう。

ア 野生生物の生息及び生育環境の保全並びに移動経路の

確保を図るための森林の造成、野生生物の生息場所に適した水辺環境整備、原植生の回復整備等を目的として行う広葉樹、花木及び^{えい}餌木の植栽、客土、捨石、^は播種、施肥、雑草木及び不用木の除去、不良木の伐採及び搬出集積並びに作業道等の開設及び改良（ウにおいて「共生環境整備」という。）

イ 標識類の整備、苗木置場その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備、防火施設整備として行う前生樹の伐倒及び搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の^{とうた}淘汰等防火帯の整備、防火槽、用水路及び退避地の整備、溪流路整備として行う岩組み等林地保全施設の整備、防護柵の設置等

ウ 共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道並びに^{きずな}絆の森作業道の開設及び改良
エ 用地等取得

12 この規則において「保全松林緊急保護整備事業」とは、次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保全松林健全化整備 松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において公益的機能の高い健全な松林の整備を目的に行う衛生伐（松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成及び保全を図ることを目的として行う、被害木を含む不用木及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却、薬剤処理並びに作業道等の開設及び改良並びに松林を健全に育成及び保全するために長期間継続して使用される作業道（以下「衛生伐作業道」という。）の開設及び改良をいう。）をいう。

(2) 松林保護樹林帯造成 松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において樹種転換を目的に行う育成単層林整備及び土壌改良（森林の生産力の回復を目的として行う^{こしら}地拵え、植付け（土壌改良木の植付けを含む。）、播種、施肥（石灰及び稲わら等の施用を含む。）並びに作業道等の開設及び改良をいう。以下この号において同じ。）
、育成複層林整備のうち整理伐、複層林改良、保育（天然更新型）、土壌改良及び育成複層林作業道並びに附帯施設等整備のうち鳥獣害防止等整備をいう。

13 「被害地等森林整備事業」とは、森林被害の復旧等の条件に応じた森林造成等を行う育成単層林整備、育成複層林整備、機能増進保育及び附帯施設等整備のうち鳥獣害防止施設等整備をいう。

14 この規則において「森林居住環境整備事業」とは、知事又は市町村長が策定する里山エリア再生計画に基づいて行う居住地森林環境整備であつて次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 居住地周辺森林整備 居住地周辺の森林の整備を目的として行う前生樹の伐倒、搬出集積及び除根、枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰並びに作業道等の開設及び改良等をいう。

(2) 路側樹林帯整備 居住地周辺の森林内の道路の沿道において、防災、景観等に配慮した森林の整備を目的として行う前生樹の伐倒及び搬出集積、枝葉の除去、支障木の伐倒及び搬出集積、巻枯らし、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の除去、不良木の淘汰並びに作業道等の開設及び改良等をいう。

(3) 林内歩道等整備 居住地周辺の森林の整備、管理及びその利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び長期間継続して使用される作業道（以下「居住地森林作業道」という。）の開設及び改良をいう。

(4) 附帯施設整備 次に掲げるものをいう。

ア 居住地周辺の森林の多面的機能の保全を図ることを目的として行う標識類の整備、苗木置場、資機材置場等林内作業場の整備

イ 防火施設整備として行う前生樹の伐倒、搬出集積及び除根、枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等の防火帯の整備並びに防火槽、用水路及び退避地の整備

ウ 健全な森林の造成及び保全を目的として、野生鳥獣による森林被害の防止及び野生鳥獣の移動の制限等を図るために行う防護柵、食害防止チューブ、忌避剤等の鳥獣害防止施設等の整備

エ 居住地周辺の森林に侵入する竹の進入を防止するための障壁の埋設等の防竹帯の整備

15 この規則において「補助事業」とは、次に掲げる事業以外の森林整備事業をいう。

(1)・(2) [略]

(3) 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第61条の規定に基づく売渡しを受けた土地に行う森林

7 この規則において「補助事業」とは、次に掲げる事業以外の森林整備事業をいう。

(1)・(2) [略]

(3) 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第61条の規定に基づく売渡しを受けた土地に行う事業

整備事業（知事の承認を受けた土地に行う森林整備事業を除く。）

- (4) 知事が土地利用上適当でないとする森林整備事業
- (5) 病虫害の発生その他の理由により知事が成林の見込みがないとする森林整備事業（知事が定める期間内に改植又は補植を行うものを除く。）
- (6) [略]

16 この規則において「事業主体」とは、補助事業を行う者で、次の各号に掲げる森林整備事業の区分に従い、当該各号に定めるものをいう。

(1) 公的森林整備推進事業 市町村、森林整備法人及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項の規定に基づき選定された事業者（以下「選定事業者」という。）。ただし、選定事業者については、対象事業を市町村有林で行うものに限る。

(2) 流域育成林整備事業 市町村、地方自治法（昭和22年法律第67号）第294条第1項の財産区及び同法第284条第1項の一部事務組合（以下「市町村等」という。）、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、特定非営利活動法人等、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）、森林施業計画の認定を受けた者、市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者並びに森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第4条第1項に規定する特定間伐等促進計画に基づき同法第2条第1項

（知事の承認を受けた土地に行う事業を除く。）

- (4) 知事が土地利用上適当でないとする事業
- (5) 病虫害の発生その他の理由により知事が成林の見込みがないとする事業（知事が定める期間内に改植又は補植を行うものを除く。）
- (6) [略]

8 この規則において「事業主体」とは、補助事業を行うもので、次の各号に掲げる森林整備事業の区分に従い、当該各号に定めるものをいう。

(1) 森林環境保全直接支援事業 市町村、森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に掲げる森林整備法人をいう。以下同じ。）、一般社団法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人のうち、造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものをいう。以下同じ。）、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる営利を目的としない者（以下「特定非営利活動法人等」という。）（以下「市町村等」と総称する。）、同条第8号に掲げる農林水産大臣が定める基準に従った規約を有しているもの（以下「森林所有者の団体」という。）並びに森林法第11条第4項の森林施業計画の認定を受けた者及び特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第4条第1項に規定する特定間伐等促進計画をいう。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者であって、別に定める要件に該当するもの。

(2) 環境林整備事業のうち広葉樹林化等整備 市町村等（森林所有者を除く。）（事業主体が自ら所有する森林において実施する場合を除き、市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）

に規定する特定間伐等（以下「特定間伐等」という。）を実施する者（5戸以上の森林所有者から特定間伐等を受託し、又は10ヘクタール以上の特定間伐等を受託して実施する者に限る。）

(3) きずな 絆の森整備事業

ア 市民参加型整備（行政支援タイプ） 市町村

イ 市民参加型整備（市民主導タイプ） 森林施業計画の認定を受けた者（森林所有者、森林組合その他の林業事業体を除く。）及び特定非営利活動法人等

ウ 市民参加型整備（市民開放タイプ） 森林所有者等のうち森林施業計画の認定を受けた者又は市町村との森林整備に関する協定を締結した森林所有者

エ 野生生物共生林整備 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、岩手県森林組合連合会、森林整備法人、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体及び森林施業計画の認定を受けた者

(4) 保全松林緊急保護整備事業 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、岩手県森林組合連合会、森林整備法人及び森林所有者の団体

(5) 被害地等森林整備事業 市町村（森林整備協定造林として行う場合に限る。）、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人及び森林所有者の団体

(6) 森林居住環境整備事業 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体及び森林施業計画の認定を受けた者（補助金の交付の対象及び補助率等）

第3条 [略]

2 補助率は、流域育成林整備事業、被害地等森林整備事業及び森林居住環境整備事業にあつては100分の40、保全松林緊急保護整備事業及びきずな 絆の森整備事業にあつては100分の70（衛生伐にあつては100分の75、用地等取得にあつては100分の40）、公的森林整備推進事業にあつては、100分の50とし、補助額は、別に定めるところにより査定する経費に補助率を乗じ

(3) 環境林整備事業のうち被害森林整備 市町村等（森林所有者等を除く。）（事業主体が自ら所有する森林において実施する場合（市町村が被害木・林内堆積物除去等を実施する場合を除く。）を除き、市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と事業の実施に係る協定を締結した場合（被害木・林内堆積物除去等にあつては、森林所有者との事業の実施に係る協定の締結に代えて当該森林所有者の同意を得た場合を含む。）に限る。）

(4) 環境林整備事業のうち保全松林緊急保護整備 市町村等（特定非営利活動法人等を除く。）及び森林所有者の団体

（補助金の交付の対象及び補助率等）

第3条 [略]

2 補助率は、森林環境保全直接支援事業及び環境林整備事業（広葉樹林化等整備及び被害森林整備に限る。）にあつては100分の40、環境林整備事業のうち保全松林緊急保護整備にあつては100分の70（衛生伐にあつては100分の75）とし、補助額は、別に定めるところにより査定する経費に補助率を乗じて得た額を下らない額とする。

て得た額を下らない額とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件とする。

(1) [略]

(2) 事業実施年度以降5年以上の森林保険に加入すること(衛生伐、作業道等の開設及び改良並びに附帯施設等整備に係る補助を除く。)。

(3) 補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途へ転用する場合(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)又は補助事業施行地上の立木竹を全面伐採除去する場合は、あらかじめ所管する局長にその旨届け出るとともに、当該転用又は伐採除去に係る森林につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(4) 補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、団地間伐作業道、長期育成循環作業道、^{きすな}絆の森作業道、衛生伐作業道及び居住地森林作業道の全部又は一部を当該作業道に係る森林整備計画期間内に転用若しくは用途変更する場合又は補助目的を達成することが困難となる行為を行おうとする場合は、あらかじめ所管する局長にその旨届け出るとともに、当該転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為に係る作業道につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(5) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8年以内に補助事業で開設した駐車場の全部若しくは一部を転用しようとする場合、又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ所管する局長にその旨届け出るとともに、当該転用に係る駐車場又は補助目的を達成することが困難となる行為に係る駐車場につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(6) 事業計画に基づいて実施された事業のある場合におい

(補助金の交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に附する条件とする。

(1) [略]

(2) 事業実施年度以降5年以上の森林保険に加入すること(衛生伐、附帯施設等整備及び森林作業道整備に係る補助を除く。)。

(3) 補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に(環境林整備事業のうち広葉樹林化等整備及び被害森林整備にあつては、事業の実施後おおむね10年を経過するまでの間)に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為(森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。)その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ当該補助事業の施行地を所管する局長にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(4) 森林環境保全直接支援事業のうち森林施業計画に基づいて行われたものについて、当該森林施業計画の認定の取消しを受けたときは、既に交付された当該事業に係る補助金相当額を返還すること。

(5) 更新伐を実施した場合において、当該事業の完了年度の翌年度から起算して2年を経過した後更新が確実に図られていないと局長が判断したときは、苗木の植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合又は、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、苗木の植栽以外の方法により確実に更新が図られると局長が認めた場合は、この限りでない。

(6) 補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業

て、別に定めるところにより、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたときは、当該取消しに係る事業につき、既に交付された補助金額と被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還すること。

(7) 作業道等の開設又は改良に係る森林整備について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして局長が認めたときを除く。）は、当該作業道等開設につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(8) 流域育成林整備事業により人工造林の伐採前特殊地拵^{ごしら}えを行った場合において、当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して2年以内に苗木の植付けを行わないときは、当該人工造林につき交付を受けた伐採前特殊地拵^{ごしら}えに係る補助金相当額を返還すること。

(9) 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業、保全森林緊急保護整備事業及び被害地等森林整備事業により整理伐を行った場合において、当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して2年以内に改良を行わないときは、当該森林につき交付を受けた整理伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、確実に更新が図られると局長が認めた場合は、この限りでない。

(10) 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業により誘導伐を行った場合において、長期育成循環施業協定又は重点推進地域において森林所有者が市町村に同意書を提出している場合にあつては市町村森林整備事業計画の内容に違反して、予定していた樹下植栽又は長期育成循環改良を行わないとき及び立木の材積が長期育成循環協定又は市町村森林整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったときは、当該誘導伐を行った林地につき交付を受けた誘導伐に係る補助金相当額を返還すること。

(11) 絆^{きずな}の森整備事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して10年間、農林水産大臣の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。

がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過してもなお実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(7) 第2条第2項第9号イ、第4項第8号イ、第5項第8号イ若しくは第6項第2号キ(イ)の更新伐を実施した場合にあつては当該更新伐を実施した後に立木の材積が長期育成循環施業に係る協定又は事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回る伐採を行ったとき、第2条第2項第9号ウ、第4項第8号ウ、第5項第8号ウ若しくは第6項第2号キ(ウ)の更新伐を実施した場合にあつては当該更新伐を実施した年度から起算して5年以内に当該更新伐を実施した区域の隣接する区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。

2 事業主体は、補助金の交付申請及び受領を代理人に委任して行う場合は、代理人に森林整備事業補助金調書(様式第4号)を作成させ、関係書類とともに整理保管させなければならない。	2 事業主体は、補助金の交付申請及び受領を代理人に委任して行う場合は、代理人に別に定める様式による森林整備事業補助金調書を作成させ、関係書類とともに整理保管させなければならない。
3 [略]	3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

提出書類及び添付書類	提出部数
別に定める様式による森林整備事業補助金交付申請書	1部
1 森林整備事業実施内訳書	
2 施業図	
3 施業箇所位置図(5万分の1地形図)	
4 樹苗需給確認証(樹苗需給確認の対象樹種に限る。)	
5 搬出材積集計表(森林環境保全直接支援事業の間伐又は更新伐の申請に限る。)	
6 社会保険等加入状況調査表	
7 補助金の申請書提出及び代理受領に関する委任状(代理人を定めて提出する場合に限る。)	
8 森林作業道に係る出来高設計書	
9 実行経費内訳書	
10 森林作業道整備線形図(ただし、2の施業図に必要な事項を記載した場合は添付を省略することができる。)	
11 事業主体が事業を実施する権限を有することを示す協定書、同意書等の写し等	
12 施業面積等一覧表(森林共同施業団地対象民有林における間伐又は更新伐の申請に限る。)	
13 その他所管する局長が必要と認める書類	

様式第1号から様式第4号までを削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の森林整備補助金交付規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成23年度分の補助金から適用する。
- 改正後の規則に規定する様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。